

第10章

インド

内国民待遇

電気通信に関するローカルコンテンツ要求等

<措置の概要>

2011年4月、インド電気通信規制庁 (TRAI) は、電気通信機器製造業の育成と競争力強化を図るための政策提言書を通信 IT 省電気通信局 (DoT) に対して勧告した。その内容には以下のような措置を含んでいた。

①国産品に対する優遇措置 (国産比率を明示した製品に対する市場での優遇措置、政府から免許交付を受けた者は輸入品より国産品を優先する義務を負う等) の導入

②内国税に関する輸入品と国産品の競争条件の調整

その後、通信 IT 省情報通信技術局 (DIT) が、TRAI の勧告の考え方を踏まえ、より一般的な電子機器を対象とした国内製造促進政策の検討を行い、2012年2月、電子機器の国内製造製品優遇に関する通知 (The Preferential Market Access: PMA) を発出し、官報掲載を行った。通知内容は TRAI による勧告から修正がなされ、例えば以下のような措置をとることとされている。

①安全保障上重要性を有する電子機器及びその政府調達について、関係省庁は、告示において国内製造製品の調達割合 (最低 30% 以上) 及び付加価値基準を明示する。

②個々の省庁は、本政策への適合に対する適切なインセンティブ・ペナルティを明示する。

本通知は、通信機器を含む電子機器の政府調達等全体に適用される総則的な通知として位置づけ

られ、DoT を含む関係省庁が、それぞれの所掌分野における対象機関、機器、調達割合 (最低 30% 以上) 及び付加価値基準を具体的に告示する予定とされていた。そのような状況において、2012年10月に DoT は、通信機器の政府調達における国内製造製品優遇に関する通知を発出した。さらに、2012年11月には通信 IT 省電子情報技術局 (DeitY (2012年、DIT から改組)) が、電子機器の政府調達における同様の通知を発出した。当該通知は政府調達を対象にしたものであるが、DoT は、民間通信事業者が調達する安全保障上重要性を有する通信機器についての国内製造製品優遇に関する通知の検討を進め、2013年1月には同通知案についてパブリックコメントを行った。

<国際ルール上の問題点>

今後、関係省庁によって通知どおりに施策が実施された場合、本政策による電子機器のローカルコンテンツ要求は GATT 及び TRIMs 協定の内国民待遇に違反する可能性がある。また、DIT の通知は、その背景において安全保障を強調しており、安全保障上の必要性はケースバイケースでインド政府により判断されるとしているが、GATT 第 21 条のいずれの条項に該当するのか不明であり、同条に基づく正当化は困難と考えられる。

<最近の動き>

2011年12月の内閣総理大臣とインド首相との会談でも本件につき申し入れを行い、2012年4月の日印閣僚級経済対話においても日本側から見直しの要請を行った。また、2013年2月には、経済産業大臣よりインド通信 IT 大臣に対して再考を要請した。各国産業界等からも勧告内容を問題視する旨の書簡を発出している。WTO では、2012年5月、

同年10月、2013年4月のTRIMs委員会において、米国・EUとともに繰り返し懸念の表明を行った。

2013年11月、経済産業省商務情報政策局とDeitYなど日印の官民が参加したITエレクトロニクスに関する日印合同作業部会において、日本側から見直しを要求した。

2013年12月、DeitYから通知が公表され、国産品に対する優遇措置は政府調達にだけ適用され、民間部門の取引には適用されないことが確認された。2014年10月、2回目となる日印合同作業部会の場で、DeitYより、対象となるのは政府調達の中でも中央政府が行う調達のみで、州政府の調達は除くとの報告を受けたが、引き続き、今後の見直しや運用を注視する必要がある。またDoTの所管分野で民間取引への適用が除外されるかについても注視する必要がある。

2018年現在、電子情報技術省(MeitY(2016年、DeitYから格上げ))およびDoTより13カテゴリーが対象に指定されている。

一方、2017年6月、商工省産業政策促進局(DIPP)がMake in India Orderを公表した。これは、政府調達および公共調達において、ローカルコンテンツ50%以上(国内生産50%以上)のサプライヤーをローカルサプライヤーとみなし、優先調達する制度である。2017年9月、MeitYは本指令の対象にサイバーセキュリティ製品を追加する通知案を公表した。MeitYとDoTは、本指令にしたがってPMAの改訂を進めているとされ、今後のPMAの改訂とMake in India Orderの対象拡大についても注視する必要がある。

関 税

(1) 高関税品目

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

現行の非農産品の単純平均譲許税率は34.5%ち

高率である。

インド政府は、(1)基本関税率(実行税率)をASEANレベルに引き下げる、(2)最終製品には10%、原材料・部品には5%~7.5%を適用する関税体系への移行を目標に掲げ、2003年度以降、継続して基本関税率の引き下げを行っている。2007年1月に、特定の資本財や部品・原材料の一部について関税引き下げを実施し、自動車部品や電気部品、機械類等多くの部品の基本関税率を7.5%に引き下げた。更に、同年3月には、農産品を除く基本的にすべての譲許品目の最高基本関税率を原則12.5%から10%に引き下げた。この一連の措置により、一部の部品・原材料を除いては、インド政府の目標がほぼ達成されたと見られ、自由貿易の促進の観点から一定の評価を行うことができる。

一方、非農産品の譲許率は70.5%であり、非譲許品目としては乗用車(平均実行税率60%)、衣類(平均実行税率10%)等の高関税品目が存在している。繊維製品はインドの競争力、国際的水準から見ても高く設定されている。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるWTO協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行税率が譲許税率を下回って乖離があることは、WTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目は譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

日インドEPAは、2011年2月に署名が行われ、同年8月に発効した、我が国から輸出する自動車部品(生産用部品)や鉄鋼製品等の関税が協定発効後5~10年間で撤廃される等、市場アクセスの改善が図られている。

(2) 輸入品への特別追加関税の導入

<措置の概要>

インドでは実行税率が課される基本関税の他に、相殺関税（追加関税）、特別追加関税、教育目的税を加えた総額が税関で徴収される。これらの総額は、通常、WTO等の国際交渉の場でインド政府が対外的に提示している実行税率と比較して高水準となっている。

<国際ルール上の問題点>

基本関税に着目すれば、その税率が個別品目について譲許税率を下回る限り GATT 第2条に整合的と考えられる。他方、特別追加関税や教育目的税は、GATT 第2条1項 (b) に規定されている「通常の関税」又は「その他の租税又は課徴金」に該当すると考えられる。前者に該当する場合は、少なくとも ITA（情報技術協定）により関税撤廃を約束した製品については譲許約束を超える課税となる。また後者に該当する場合は、譲許表への記載が必要であるにもかかわらず、実際にはこれらはインドの譲許表に記載されていないことから同じく譲許約束違反となる。このため、いずれに該当するにせよ、特別追加関税及び教育目的税は GATT 第2条に違反する可能性がある。

また、インド政府は、2007年5月に開催されたWTO対インドTPRにおいて、「特別追加関税は内国税であり、付加価値税や中央売上税を相殺するためのもの」、更に「輸入品に2回賦課する教育目的税のうち、1回目の税は内国税で2回目は関税である」等の回答を行っているところ、内国税として分類される場合は GATT 第2条ではなく内国民待遇を規定した GATT 第3条の対象となるが、我が国産業界からは、「輸入時に特別追加関税を支払った輸入

品であってもインド国内の流通段階において付加価値税や中央売上税は賦課される」との実態が報告されており、GATT 第3条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

インド政府は、2017年7月1日より物品・サービス税 (GST: Goods and Service Tax) を導入し、相殺関税、特別追加関税、付加価値税、中央売上税等の間接税を一本化した。これにより、物品及びサービスの輸入については、基本関税、教育目的税、GST、GST 補償税（高級品・サービスに対する特別追加税）が課税されることになった。2018年2月2日には、基本関税に課される教育目的税(3%)が廃止され、代わりに社会福祉課徴金（原油、高速ディーゼル等は3%、一部を除き左記品目以外は10%）が導入された。特別追加関税は付加価値税及び中央売上税とともに GST に一本化され、二重課税されることはなくなったため、特別追加関税が GATT 第3条に違反する可能性がなくなる見通し。他方で、教育目的税の代わりに導入された社会福祉課徴金は教育目的税と同様に引き続き GATT 第2条に違反する可能性がある。

また、原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料については、政府が告示する日より GST が課されることになっており、現状、旧法の相殺関税、特別追加関税、付加価値税、中央売上税が引き続き課税されている。このため、これらの品目については、社会福祉課徴金の GATT 第2条違反に加え、引き続き特別追加関税は GATT 第2条または第3条に違反する可能性がある。

例えば、評価額 (C. I. F. 価格+荷揚げ費用) が 100、基本関税率 10%、社会福祉課徴金 10%、GST 12%、補償税 10%の場合に課される、税率の具体的な算出方法は以下のとおり。

<図表 I - 10> GST 導入後 (2018年2月現在) の税率計算方法 (評価額を 100、基本関税率 10%とした場合)

項目	税率	金額 (税額)	計算内容
評価額 (CIF価格+荷揚げ費用)		100	
基本関税	10%	10 (a)	100×10%
社会福祉課徴金	10%	1 (b)	(a)×10%

GST*	12%	13.32 (c)	$(100 + (a) + (b)) \times 12\%$
GST補償税	10%	11.1 (d)	$(100 + (a) + (b)) \times 10\%$
合計		135.42	$100 + (a) + (b) + (c) + (d)$

(出所：経産省作成。) *GST の税率は、物品やサービスごとに無税、5%、12%、18%、28%に区分けされている。

(3) IT製品に対する関税引き上げ

<措置の概要>

2016年3月、インド政府は、自国のWTO協定譲許表において無税としている一部のIT製品(HS8517.62.90及び8517.69.90の通信機器)について、行政通達により10%の関税引き上げ措置を導入した。

我が国は、2016年4月、米EUと共同でIT製品の関税引き上げ措置に関するインド政府の通達に対する共同質問票を提出し、WTO市場アクセス委員会、ITA委員会、物品貿易理事会において、インド政府に対して詳細な説明を要請した。

これに対し、同年11月、インド政府は、日米EUの共同質問票に対して、「新たな技術により生まれた製品であり、ITAで約束した関税撤廃対象ではない」旨回答した。

<国際ルール上の問題点>

インドは、1996年のITA(情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言)に基づき、同国のWTO協定譲許表において、当該IT製品の譲許税率を無税と定めている。しかしながら、実際は、2014年の通達において、8517項に分類されるIP電話等の特定4品目の無税措置を撤回し、うちインド政府から許可を受けた通信機器についてはその対象から除外されていたものの、2016年の通達によって当該除外措置も撤回された。また、同年のMFN関税率表において、HS8517.62.90及び8517.69.90に10%の関税を賦課する旨記載されており、譲許税率を超えない関税率の適用を義務づけるGATT第2条に違反する可能性が高い。

<最近の動き>

2017年7月、携帯電話やインクカートリッジ等(HS8443.3290のその他印刷機器等、8443.9951及

び8443.9952のインクカートリッジ、8443.9953のインクスプレーノズル、8517.1210及び8517.1290の携帯電話、8517.6100の基地局、8517.7090の電話機・通信機器の部分品)について、関税率を10%に引き上げた。

さらに、同年12月、インドは携帯電話(HS8517.1210及び8517.1290)の関税率を10%から15%に引き上げるなど、IT製品等の関税率を引き上げる通達を公布した。

これらに加え、2018年2月、携帯電話の関税率を15%から20%、テレビ用の液晶ディスプレイの関税率を7.5%から15%へ更に関税を引き上げるとともに、食品、香水、自動車部品、履物、宝石、家具、時計、玩具等についても関税を引き上げた。

これらの関税引き上げ対象となった製品には、明らかにGATT第2条に違反するものが含まれている。例えば、携帯電話(HS8517.1210及び8517.1290)や電話機・通信機器の部分品(HS8517.7090)、基地局(HS8517.6100)について、インドは自国の譲許表においてHSコード6桁レベルで無税としているにもかかわらず、実行関税率を引き上げている。

我が国は、WTO市場アクセス委員会、ITA委員会、物品貿易理事会、現地大使館等から繰り返し懸念を表明し、インド政府に対して詳細な説明と関税措置の早期撤回を要請しているが、インド政府からは前述の回答を繰り返すのみで、状況の改善は見られない。引き続き、米EU等の懸念国と連携を図り、インドに対して本件の早期撤回を求めていく。

アンチ・ダンピング

(1) 日本製熱延鋼板及び厚板に対するAD措置、日本製冷延鋼板に対するAD措置

<措置の概要>

2016年4月、インド政府は、中国、日本、ロシア、韓国、ブラジル、インドネシア産の熱延コイル及び熱延厚板、中国、日本、韓国、ウクライナ産冷延鋼板を対象として、AD調査を開始した。2017年5月、それぞれ最終決定が行われた。

<国際ルール上の問題点>

いずれの調査においても、調査対象産品（熱延コイル及び熱延厚板、冷延鋼板）として、物理的特性、使用目的、価格帯などが異なる幅広い産品が含まれており、インド当局の決定では、損害の認定に当たって、幅広い調査対象産品がいかなる国内の同種の産品に量的効果、価格効果を与えたのかが具体的に考慮されておらず、AD協定との整合性に疑問がある。

また、インド当局の決定では、参照価格を定め、その価格と調査対象産品の輸出価格との差額を暫定AD税として賦課する方式がとられている。しかしながら、その参照価格の算定根拠が明らかにされておらず、実際に賦課される暫定AD税が、輸出者又は生産者ごとのダンピングマージンを超えないものとなっているかどうか不明なことから、AD協定との整合性に疑問がある。

<最近の動き>

2016年10月及び2017年1月に行われたインド当局主催の公聴会に日本政府として参加し、本件調査が、上記のような国際ルールに違反する可能性があることを指摘し、インド政府に対し慎重な調査を行うことを求めた。また、2016年10月及び2017年4月のAD委員会において、上記のような国際ルール上の問題点について指摘した。それにも関わらず、本件調査の最終決定がWTO協定との整合性に懸念がある形で行われたことは問題がある。我が国としては、インドのAD制度の運用につき、引き続き注視していく。

(2) 日本製レゾルシンに対するAD措置**<措置の概要>**

2016年10月、インド政府は、日本、中国産レゾルシンを対象としてAD調査を開始した。2018年1月、インド政府は、AD税を賦課する旨の最終決定を

行った。

<国際ルール上の問題点>

本件調査では、ダンピング・マージンの算定に当たって、根拠の明らかな計算が行われており、AD協定に違反するおそれがある。また、中国産品との累積評価を行う根拠が示されていない、価格効果について合理的な根拠が示されていない、対象輸入による国内産業への影響の分析が不十分である、国内産業の損害に対するダンピング輸入以外の原因を適切に分析していないなど、損害認定の観点からもAD協定に違反するおそれがある。さらに、いくつかの重要な情報について調査申請者が秘密情報を含まない要約を提出しないまま秘密情報と取り扱われていること、重要事実開示に対して利害関係人が意見を提出するための十分な時間が確保されていないことなど、適正手続の観点からも問題が見られる。

<最近の動き>

2017年2月及び同年12月、我が国はインド政府に対し政府意見書を提出し、上記のような国際ルール上の問題点について指摘した。我が国としては、インド政府によるAD制度の運用について、引き続き注視していく。

補助金**食料安全保障法**

2017年版不公正貿易報告書 163-164 頁参照

セーフガード**熱延鋼板に対するセーフガード措置****<措置の概要>**

インド政府は2015年9月7日、熱延鋼板に対するセーフガード調査を開始し、同年9月9日に暫定措置を発動する旨の決定を行い、2015年9月14日

から暫定措置による課税を開始した。暫定措置は最長 200 日間とされている。

2016 年 3 月 15 日、インド商工省セーフガード総局は熱延鋼板の輸入増加及び国内産業への損害のおそれ等を認定する最終答申を行い、これを受けて同年 3 月 29 日、インド財務省は、暫定措置の開始から起算して 2 年 6 か月間のセーフガード措置を発動する旨の官報告示を行った。

<国際ルール上の問題点>

GAT 第 19 条第 1 項(a)によれば、WTO 協定上のセーフガードの発動要件として、輸入の増加が「GATT に基づいて負う義務の効果」として生じていることが必要であるが、インドの最終報告書において、GATT 上の譲許税率が 40%であるとの記載はあるものの、その義務の効果により輸入が増加したとの適切な認定がされていない。

また、日本はインドとの間に日本・インド包括的経済連携協定(日印 CEPA)を締結しており、当該品目の関税を引き下げている。しかし、日印 CEPA に基づく関税譲許の義務は、上記 GATT 第 19 条第 1 項(a)の規定する「GATT に基づいて負う義務」ではないため、WTO 協定上のセーフガードを発動するための調査において、日印 CEPA による関税譲許の効果として生じている輸入増加を考慮してはならないと考えられる。

さらに、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実を GATT 第 19 条第 1 項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は単なる需給関係の変化であって予見の範囲内であると考えられる。また、先例上、国産品と輸入品の競争条件について国産品にのみ不利な変更を生じさせるようなものでなければならぬと解釈されているところ、インドの述べる事実は輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しないと考えられる。

以上のように、インド当局は上記発動要件を適切に認定しておらず、本措置は GATT 第 19 条第 1 項(a)等に不整合であると考えられる。

<最近の動き>

我が国は、2015 年 9 月の調査開始以降、インドの本措置に関し、意見書の提出及び公聴会への参加等を通じ WTO 協定への抵触の可能性を指摘してきた。しかしながら、本措置の撤廃の動きが見られなかったことから、2016 年 12 月、我が国はインドに対して WTO 協定に基づく協議要請を行った。協議結果を踏まえ、2017 年 3 月 9 日に、我が国は WTO に対し、本措置について、パネルでの審理を要請し、2017 年 4 月 3 日、パネルが設置された。

我が国としては、本件が適切に解決されるよう、WTO ルールに従って今後の手続を進めていく。

基準・認証制度

(1) 鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

2008 年 9 月、インド政府は、「鉄鋼及び鉄鋼製品のファーストオーダー」及び「同セカンドオーダー」を官報公示し、鉄鋼製品に対する強制規格を導入すると発表した。これにより、インドに輸入される鉄鋼製品については、施行日以降、鉄鋼製造事業者がインド工業規格(「IS 規格」、IS=Bureau of Indian Standards)を取得し、規格適合性を確保することが求められることとなった。

インド政府は 2012 年 3 月に厚板、一般構造用半製品、棒線、無方向性電磁鋼板、方向性電磁鋼板を対象とする「鉄鋼及び鉄鋼製品のセカンドオーダー 2012」を官報公示、2012 年 9 月、2013 年 3 月、10 月、2014 年 4 月、7 月、10 月、2016 年 4 月に順次施行、2015 年 12 月に鉄筋棒鋼、冷延鋼板、熱延鋼板、半製品等を対象とする「鉄鋼及び鉄鋼製品のオーダー 2015」を官報公示、2016 年 3 月、12 月に順次施行した。

<国際ルール上の問題点>

インド政府は、本制度の政策目的を製品の安全及び品質の確保並びに環境の保護と説明している。しかしながら、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべき

ものであることから、本制度は不要と考えられる。したがって、本制度は、政策目的に照らして不必要に貿易制限的な規制である疑義があり、TBT 協定第 2.2 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

インド政府は 2016 年 6 月に 3 種類のステンレスに対する強制規格を導入する「ステンレス鉄鋼製品のオーダー2016」を官報公示し、2017 年 2 月に施行されたが、同年 4 月に規格の一部改正を公示し、既存規格を 2017 年 10 月に廃止することとしたが、施行までの期間が短期間であったことから施行日を 2018 年 4 月まで延期した。本件については、ステンレス協会から評価手続きの変更の検討の早期実施と、それに伴う既存措置の延長、新規格施行延期の要望書を鉄鋼省宛に提出した。

2016 年 12 月に施行した「鉄鋼及び鉄鋼製品のオーダー2015」における 4 種類の普通鋼(冷延鋼板・熱延鋼板)規格に対して、同年 12 月、2017 年 5 月に同規格の改正を公示し、既存規格を 2017 年 6 月、2017 年 11 月にそれぞれ廃止することとした。ステンレス製品と同様に評価手続きの検討がなされていないことから、日本鉄鋼連盟より既存措置の延長を求める要望書を提出し、施行日が 2018 年 3 月、5 月、6 月に延期された。

2017 年に入り 10 月に高炭素鋼線材、カラー鋼板の 3 種類の鉄鋼製品を対象とする「鉄鋼及び鉄鋼製品の修正オーダー2017」を官報告示、2018 年 1 月に施行することとした。加えて、2017 年 11 月に「鉄鋼及び鉄鋼製品のセカンドオーダー2017」により 19 種類の鉄鋼製品を対象とする強制規格の制定に対するパブリックコメントを開始、日本鉄鋼連盟、特殊鋼倶楽部、ステンレス協会、線材製品協会が施行日の延期等を求めて要望を提出している。

引き続き、本制度の運用を注視するとともに、両国間で対話を行う必要がある。

(2) 自動車タイヤに対する強制規格制度

<措置の概要>

2009 年 11 月、インド政府は自動車タイヤの強制規格を発表し、2011 年 5 月から施行された。それまで、任意規格であった安全性の規格を強制規格化

し、輸入タイヤにも適用した。これにより、本強制規格においては、当該規格に適合せず BIS (Bureau of Indian Standards) マーク表示のない自動車タイヤの製造、輸入、販売目的の保管、販売、流通が禁止された。この自動車タイヤ規格は、世界的に広く採用されている国連の UN/ECE/1958 協定の自動車基準と異なるため、インドに自動車タイヤを輸出するためには、追加の対応が必要となった。

具体的には、本件におけるマーク費用は、BIS 規格マークを打刻している自動車タイヤ本数に基づき算定され、インド国外で販売される自動車タイヤについても BIS 規格マークが打刻されているものは全てマーク費用を支払わなければならない。更に、2015 年 3 月及び 11 月に BIS 認証に関連した製品の量産管理試験の頻度が大幅に変更され、項目や本数によっては試験頻度がこれまでの 8 倍以上となってしまうことが懸念されていた。

<国際ルール上の問題点>

本規制におけるマーク費用は、インド国外で販売される自動車タイヤについても支払わなければならないが、このようなマーク費用の算定についてインド側から合理的な説明は得られていない。そのため、適合性評価の手数料は実費相当額を考慮し、公平なものとする TBT 協定 5.2.5 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2008 年 3 月以降の TBT 委員会において、制度の不透明性、認証取得のための十分な準備期間が付与されていないこと、経済活動に与える悪影響等について、我が国のほか、EU 及び韓国より懸念を表明してきた。直近では、上記のマーク費用の算定方法について TBT 委員会の場でインド側に改善を求めている。なお、量産管理試験の頻度については、2015 年の 3 月に試験頻度の大幅引き上げについて通達がなされて以降、業界団体からの BIS への意見提出や、TBT 委員会での要請を続けた結果、2016 年 7 月に新たな通達が公表され、試験頻度が当初引き上げ予定の 6 分の 1 程度に緩和された。

引き続き、これらと同様の懸念を有する関係国と連携しつつ、当局間、または当局と産業界との対話も活用しながら、本規制の改善を求めていく。

(3) 電気通信事業者の免許条件に係る規制強化

<措置の概要>

2010年3月以降、インド政府は、情報通信におけるセキュリティ確保を理由として、「外国企業からの通信機器購入前のセキュリティ安全性確保」と題する通達を行い、インド国内の通信機器の調達に関する規制を公表した。2011年5月に規制内容は一部緩和されたものの、引き続き、インドの通信事業者は、外国通信機器メーカーからの通信機器購入にあたり、インド国内の検査機関によるネットワークセキュリティの認証が義務づけられている。なお、本制度の施行時期は2014年7月の予定であったところ、2016年4月まで施行時期が延期され、更に2017年4月、2018年4月と度々施行日が延期されているが、その他、セキュリティ要件等、措置の具体的内容は現時点では明らかでない。

<国際ルール上の問題点>

これら通達は、その内容に不明確な部分があるものの、インド国内の検査機関による検査の運用が、通信機器に対して特定のセキュリティ特性を要求するものであるとすれば、事実上政府等による機器の強制的な適合性評価となる可能性があり、インド政府はWTOへ通報する義務を負う可能性がある。

また、インド国内の検査機関から認証を受けた機器にのみネットワークに組み込み可能とする要件は、インド国外産品に対して不利な待遇を与えるものであり、GATT第3.4条及びTBT協定第2.1条の内国民待遇に違反している可能性がある。

<最近の動き>

2010年以降、日米欧の産業界がインド政府宛てに連名で懸念を表明し、同年10月には、我が国産業界（4団体）からインド政府宛てに懸念を表明する旨の書簡を発出した。日本政府としても、同年8月のASEAN+6経済大臣会合（於ベトナム）や10月の東アジア首脳会議（於ベトナム）で経済産業大臣から商工大臣に対し懸念を表明したほか、2012年4月の日印閣僚級経済対話においても日本側から善処を要請した。さらに、WTOの場でも、2010年11

月以降のTBT委員会において、日米欧より本件について懸念を表明している。

我が国としては、本規制に対する詳細な内容について引き続き確認を求めるとともに、国際的なITセキュリティ制度との整合性を求めていく。

(4) 電子・情報通信機器における強制規格の導入

<措置の概要>

インド政府（通信IT省）は2012年9月に、電子・情報通信機器の登録を義務化する法令「電子・情報技術製品（強制登録義務要求）規則2012」を公表し（TBT通報は同年10月に実施）、家電や電子機器15品目について、国内の安全基準に基づき事前の登録及び表示が義務付けられた（2013年7月には、対象品目に新たにプロジェクトが追加された）。本規制は2014年1月から完全施行されている。

インド政府は2014年11月、新たに15品目を本制度の対象とすることを官報で公表した。施行日は2015年5月が予定されていたところ、8品目については施行が延期され、その後2016年6月に完全施行された。現在、インド内外から非常に多数の製品について試験申請が行われているが、指定試験機関の資格停止処分や試験能力の不十分性により試験期間が長期化しており、また申請時に非常に多数の書類提出が求められている等の事情により、対象製品の登録が予定通り進まず、結果的に、インドへの対象製品の輸出が遅れる等の混乱が生じている。

<国際ルール上の問題点>

TBT協定第5.1.2条において、「適合性評価手続は、必要である以上に厳重であってはならない」とされている。しかしながら、本規制の登録手続では、非常に多数の書類提出が求められる等の過重な手続が課せられているが、なぜそのような過重な手続が必要であるのか、インド側から合理的な理由説明はなされていない。したがって、本制度の政策目的に照らして必要以上に過重な適合性評価手続である疑義があり、本条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2016年6月の施行以降、資格認定試験機関の監査が頻繁に行われ、試験機関に対する資格停止処分が多く下されており、これにより、試験期間の長期化や、他試験所への試験振り替えによるサンプル、資料の再提出、試験費用の増加、試験期間の長期化につながっている。

2017年8月、32インチまでのTV/モニターやCCTV等、更に13品目を対象に追加することが公表され、公示から6ヵ月後の2018年2月から登録が義務となる。また、AV機器の規格IS 616の更新により、新規モデルだけでなく、登録済みモデルの再試験・更新登録も要求されている。しかし、新品目の試験に関する試験所認定の遅れにより、実質的な移行期間は更に短くなることが想定され、更に、規格更新のための認定試験機関への申請が過密することにより、追加13品目の登録が2018年2月の期日までに完了できない懸念が生じている。

新たな対象品目の追加、及び技術規格改定時の移行期間の設定に、抜本的な解決が必要であることから、引き続きインド政府に対して、本制度の改善の申し入れを継続していく。

サービス貿易

外資規制等

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

2010年3月、商工省産業政策促進局(The Department of Industrial Policy and Promotion, DIPP)は、外国企業による対内直接投資に関する政策を統合した新たな統合版FDI政策(CONSOLIDATED FDI POLICY)を公表した(2013年4月5日付けで改正)。この統合版FDI政策は、ネガティブリストにより、外国直接投資が禁止・規制されている業種・形態、出資比率の上限がある業種、外国投資促進委員会(Foreign Investment Promotion Board,

FIPB)の個別認可が必要な業種などを規定しており、外国直接投資が禁止されている業種には、民間企業に開放されていない原子力・鉄道、不動産業又は農家の建設、宝くじ・カジノを含む賭博、タバコの製造等の8項目が挙げられていた。

2014年5月、総選挙による政権交代に伴い与党となったインド人民党(BJP、ナレンドラ・モディ首相)は特定セクターにおいて外資出資規制の緩和を実施した。同年8月には、防衛分野における外資出資比率上限を現行の26%から49%に引き上げること並びにPPPで実施する高速鉄道、都市近郊鉄道回廊及び指定貨物鉄道事業における外資出資比率上限を100%に引き上げること、また10月には、外資の不動産業・建設業への投資に際しての要件を緩和。投資可能物件の最低規模(面積)を5万平方メートルから2万平方メートルに引き下げるなどを閣議決定した。

以下金融、流通分野等における外資規制について概観する。

①金融

(a) 銀行

民間銀行業の外資規制の緩和については、外国銀行が①本国の所管官庁の管轄下にあること、②中央銀行であるインド準備銀行(RBI)の認可基準をクリアしていることを条件に、100%出資子会社設立が可能となった。これらの点については、統合版FDI政策上でも規定されている。一方、国内民間銀行における外国人投資家の議決権保有比率を上限10%と規定している現行の銀行規制法については、2012年12月、同比率を26%に引き上げる同法改正案が議会で承認された。ノンバンクについては、従来100%までの出資が認められていたのは、指定された商業銀行であるマーチャント・バンクや住宅金融など18業種であったが、2016年10月以降、「その他金融サービス(Other Financial Services)」にまで対象が拡大した。ただし、出資比率に応じて最低資本金額が規定されており、この場合も、RBIのガイドラインに従うことが条件となっている。

2011年8月に日印経済連携協定(EPA)が発効し、金融分野での成果として、インド国内における外国銀行の支店設置については、年間20店舗までとの数量制限が存在する中、邦銀の支店設置につい

て、4 年間で 10 店舗まで支店設置申請に対して前向きな考慮を払うとの特別な取扱いを獲得したものの、支店設置には依然として当局の許認可に時間を要している。

なお、2013 年 11 月に RBI は、子会社を持つ外国銀行に対し、国内銀行と類似の規制上の取扱いを認めることにより支店から子会社形態への転換を促す施策を公表している。

(b) 保険

保険分野では、モディ政権発足後の 2014 年 7 月、保険セクターへの外資出資比率の上限を 26% から 49% に引き上げる法案が閣議決定された。野党の反対により、2014 年の予算国会及び冬期国会では法案審議に至らなかったため、同年 12 月末、政府は暫定的な措置として大統領令を公布して外国出資比率の引き上げを実施した。2015 年 3 月には保険法改正法案が国会で可決され、49% までの外資出資が可能となった。

②流通

2012 年の外資規制の緩和により、単一ブランドの小売業への外資参入は、条件つきで、それまでの 51% から 100% まで可能となった（2012 年 1 月施行）。その後のマルチブランドの小売業に対する規制緩和にあわせて、追加の規制緩和が行われた。規制緩和の主な条件は以下のとおり。

- ・販売する製品は「単一ブランド」に限る。
- ・外資の比率が 51% を超える場合には、店舗設立後 5 年間はその製品調達額の平均 3 割をインド国内の中小規模産業、村落などから調達することが努力目標。

更に、最先端の技術（“state-of-the-art” または cutting-edged”）でインド国内では調達できない商品については、1 号店開業から 3 年間は上記目標を免除し、4 年目から適用するとした（2016 年 6 月施行）。

一方、外資参入が禁止されていたマルチブランドの小売業に関しては、条件付きで 51% まで緩和され（2012 年 9 月施行）、その後さらなる追加規制緩和が閣議決定された（2013 年 8 月）が、規制緩和には以下のような条件があり、実態上の参入障壁となっている。

- ・最低投資額は 1 億米ドル。

- ・最初の投資から 3 年以内に、初期投資額の最低 50% を土地の購入や賃貸費用以外のインフラ整備（製造、包装、流通、倉庫の整備などのバックエンドインフラ）に投資。
- ・製品調達額の 30% をインド国内の小規模産業（建物・設備への投資額が 200 万米ドル以下）から調達。この目標は、初めの 5 年間は製品調達総額の平均で達成すればよいが、その後は 1 年ごとに達成する。
- ・規制緩和に賛同した州のみに適用（2013 年 12 月時点では 11 州が規制受け入れを表明済み）。

<懸念点>

WTO 協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関しては GATS が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。上記の様々な外資規制は、インドの GATS 上の約束に反しないため WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及び GATS の精神に照らして、引き続き自由化に向けた取組が行われることが望まれる。

<最近の動き>

2014 年 5 月の選挙で与党となったインド人民党（BJP）は、選挙公約時点で総合小売業に対する外資規制の緩和には慎重な立場を表明しており、新政権発足後も、商工大臣があらためて総合小売業への外資規制の緩和に反対である旨を表明している。その後 2016 年 6 月、10 月に上述の規制緩和の動きは見られたが、我が国は、引き続き外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等により、これら外資制限の緩和を働きかけているところである。

知的財産

医薬品等の特許保護

<措置の概要>

2017 年版不公正貿易報告書 169-170 頁参照。

<国際ルール上の問題点>

2017年版不公正貿易報告書 170 頁参照。

<最近の動き>

強制実施権の制度・運用についても我が国産業界から透明性の向上等の要望があるところ、今後、パリ条約やTRIPS協定等の国際ルールとの整合性の観点も含めて、引き続き注視していく必要がある。その他の過去の経緯については、2017年版不公正貿易報告書 170 頁参照。